



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 111 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

【特別企画】豪州規制当局の調査や照会に対する対応と実務上の注意点 - ブリスベン 日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した標記の勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として参加しました。

本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士及び Luke Furness 弁護士より説明がなされました。具体的には各フェーズについて次のような点を解説しました。

- ①予防措置：早期の規制リスクの特定、自主開示の検討、最新情報の把握の必要性
- ②規制当局との初期的接触：査察や規制通知への初動対応、初期的尋問への対応
- ③応答：規制当局の行動の理解、提出文書の管理方法、資料保護の重要性
- ④事後対応：和解内容の遵守、内部調査、ポリシー改善

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

Japan Practice 紹介サイト



その他の注目のトピック

企業結合取引の義務的届出に関する基準（企業結合規制）

豪州連邦財務省は、M&A 等企業結合取引のオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）に対する届出が必要とされる基準に関するコンサルテーションペーパーを公表しました。その基準は複数の基準が複雑に絡みあう構造となっています。

例えば、結合当事者のオーストラリア国内における売上高の合計が 2 億豪ドル以上であり、かつ、結合当事者のうち少なくとも 2 社（一般的には買収者と非買収者）のオーストラリア国内における売上高がそれぞれ 4,000 万豪ドル以上であるか、又は、全世界における結合取引価格（結合取引が複数の国に跨る場合はオーストラリア以外の国における取引価格も合わせた合計）が 2 億豪ドル以上である場合、取引は届出対象となります。

また、コンサルテーションペーパーでは市場集中度に基づく基準についても検討しており、結合当事者の市場集中度が合計 25%以上であり、かつ、結合当事者のうち少なくとも 2 社のオーストラリア国内における売上高がそれぞれ 2,000 万豪ドル以上である場合や、結合当事者の市場集中度が合計 50%以上であり、かつ、結合当事者のうち少なくとも 2 社のオーストラリア国内における売上高がそれぞれ 1,000 万豪ドル以上である場合、取引は届出対象となります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

「つながらない権利」に関するガイドラインの公表（労働法）

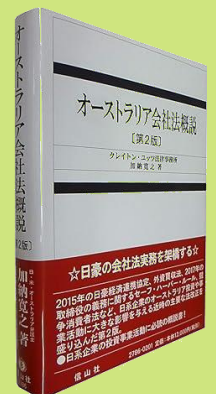
本年 8 月 26 日に施行されたフェアワーク改正法で新設された「つながらない権利」は、通常の勤務時間外において、拒絶することが不合理でない限り、業務関連の連絡を拒絶できる権利を従業員に対して付与しました。オーストラリア公共部門委員会（APSC）は、同法の施行に際して、公共部門の従業員及び機関がこの新しい権利に対応できるよう支援することを目的としたガイドラインを公表しました。ガイドラインは公共部門向けではありますが、民間の利用者も利用できる一般的な原則も提示しています。

従業員には、拒絶が不合理な場合を除き、連絡を拒絶する権利がありますが、「不合理」とみなされるかどうかは、APSC のガイドラインによれば、緊急度、連絡の種類、従業員の職責、連絡に対する補償、子育てや介護等の個人的な状況等、様々な要因を考慮したうえで、客観的な評価によって決定されます。そのため、「不合理」であるかは一義的に決まるものではありませんが、使用者と従業員の間で明確なコミュニケーションをとり、勤務時間外の連絡に関する期待値を設定することで、「不合理」か否かの判断基準を明確にすることができるとガイドラインでは指摘されています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メル](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クイーンズランド州の労働者補償法の改正について（労働法）

クイーンズランド州において、2003 年労働者補償及びリハビリテーション法（WCR 法）が改正され、ギグワーカーに対する適用範囲の拡大、使用者の義務の強化、規制当局への新たな権限付与、WCR 法違反に対する罰則の強化等、大幅な変更が導入され、その大半は 2024 年 8 月 23 日に施行されました。

まず、WCR 法における「労働者」の定義が拡大され、一定の基準を満たすギグワーカーも「労働者」の定義に含まれるようになりました。これにより、ギグワーカーに該当する者は、クイーンズランド州の労災制度を利用できるようになります。また、当局が法令を遵守しない使用者を起訴できるようにすることを目的として、労働者補償手続の回避を試みないことや従業員に対して労災制度に関する情報を提供することが、WCR 法上の使用者の新たな義務として定められました。加えて、法令遵守を確保するための新たな方策として、コンプライアンス通知を発行する権限が規制当局に対して与えられ、使用者が当該コンプライアンス通知に従わない場合には罰則が科せられることになりました。

使用者は、WCR 法の最近の改正の影響を理解し、労災補償請求の管理、リハビリ、職場復帰等に関するこれまでの既存の方針や慣行を必要に応じて見直すことが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

詐欺防止フレームワークに関する法案（消費者法）

豪州連邦財務省は、詐欺から消費者を守ることを目的とした詐欺防止枠組み（SPF）を導入するための法案を公表しました。SPF は、詐欺防止の責任を消費者から、詐欺のために使用されているプラットフォームのプロバイダーへと移行させることを目的としています。金融サービス大臣は、SPF を遵守しなければならない事業者を指定する権限を有しており、指定された事業者は、詐欺から消費者を保護するために様々な措置を講じることを義務付けられます。第 1 弾として指定される事業者は、銀行、電気通信事業者並びにソーシャルメディア、有料検索エンジン広告及びダイレクトメッセージに関連するデジタルプラットフォームのプロバイダーとなる予定です。

SPF には、規制対象となる事業者が従うべき包括的な原則や業種別の最低基準が定められ、これに違反した場合には、刑事上及び民事上の罰則が定められています。重大な違反には最高 5,000 万豪ドルの罰金が予定されており、違反行為により生じた損失に対する損害賠償請求権も定められています。さらに、指定サービスプロバイダーのシニアオフィサーは、違反行為に対して個人責任を問われる可能性もあります。また、指定された事業者は、財務大臣が認可する外部紛争解決スキームのメンバーとなる必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士及び Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference (2023 年 3 月 29 日～31 日)

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー (2022 年 11 月 8 日)

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川 美月
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: mogawa@claytonutz.com



外国法資格実務家 白藤 祐也
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: yshirafuji@claytonutz.com



外国法資格実務家 半谷 駿介
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com